

人権ニュース

2016年度No.2 46号 発行日2016.9.

発行：日本キリスト教会人権委員会

〒662-0072 兵庫県西宮市豊楽町2-11

日本キリスト教会夙川教会気付

TEL / FAX 0798-74-0212

〈巻頭言〉

不公正で不道德な社会状況の中で

古賀 清敬

東日本大震災と原発事故の復興や収束はいまだに未完であるが、折しも5月に熊本地震が発生し、さらに相次ぐ台風による被害が追い打ちをかけている。

しかし、このような震災や水害、原発災害のために多くの人々が困難な生活を余儀なくされている一方で、東京オリンピックに係る建設ラッシュやそれに伴う労働者不足、コスト上昇が震災復興の足かせとなっている実態がある。それにもかかわらず東京都が膨大な財政支出を行っていることは、正義と公正に反する不道德きわまりないことである。思い切って開催を断念するか、せめて被災者や困窮者の恨みを買う「復興妨害五輪」にならないよう、新規の施設は作らずにオリンピック費用は最小限に抑えるべきであると警鐘を鳴らしておきたい。

今年度は、「沖縄の今を知る現地学習会」を行った。辺野古は「代替基地」ではなく、軍事面でさらに拡充される「新基地」増設であること。沖縄の経済全体にとって基地依存度はわずか5パーセントであり、振興予算のため基地が必要というのは間違い。むしろ基地が経済発展の妨害となっている。また、基地犯罪が明らかにされているだけでも戦後582件も起こっており、いつも女性が被害に

遭わされている・・・などの事実や歴史的経緯を現地で少しでも実感しながら学ぶことができた。

安倍政権は、参院選での沖縄における敗北以降、機動隊を全国から500名も導入して、高江ヘリパッド建設工事に抗議している住民たちを暴力的に排除しようとする強圧的な手段に出てきた（7月18日）。わたしたちは、引き続き「日本の」基地問題であり人権と平和の問題として沖縄の現実と向き合っていく必要がある。

日本軍「慰安婦」問題は、年末の唐突な「日韓合意」によって、また新たな局面が引き起こされた。その背後に日米韓の軍事的共同の推進を狙う米国の圧力が指摘されているが、被害当事者の頭越しになされたことは致命的失策というほかはない。韓国の挺身隊問題対策協議会ははじめ日韓の多くの市民団体はこれを批判している。

その中で、当委員会が生み出し後援している「日本軍『慰安婦』問題と取り組む会」は、あまりにもひどい安倍政権の一定の歩み寄りを理由に日韓合意を評価し、それが誠実に実行されることを追及する方向性をとり、安倍首相自身が直接元「慰安婦」の方々を訪ねて謝罪するようにとの要請文を出した。当

委員会としては、これも運動の進め方の一つとして容認し、今後の事態の推移を注目していきたい。ただ、この合意を推進するにあたって、いかに善良で有能な官僚がいても、その通りに動いていくほど国家権力は甘くはないことは常に警戒しておく必要がある。また、市民団体が設置した平和の少女像を撤去せよとの要求は、加害者側が言うような言葉ではないばかりか、露骨な内政干渉であり、そこに安倍政権の邪悪さが表わされている。また子々孫々に謝らせたくないなら、安倍首相自身が事実を認め、真摯に謝罪すべきことは明言しておきたい。今後、日本はお金を出したのに韓国側は像を撤去しないままだという倒錯した不満が煽られる危険性もあり、警戒が必要である。

昨年11月に第3回「マイノリティー問題と宣教」国際会議が開かれ、この会議で合意された「マイノリティー宣教センター」の2017

年4月設置に向けての準備が在日大韓基督教会を中心になされており、国内外の人権問題に取り組む幅広い連携と協働が進められるよう、積極的に参加していきたい。

昨今、教育の無償化が論議されているが、朝鮮学校の子どもたちだけがいまだに高校無償化（就学支援金）から排除され続けている。朝鮮民主主義人民共和国との政治的関係に左右されて、子どもたちの教育を等しく受ける権利を侵してはならない。

日本社会が少数者の人権を尊重する多民族・多文化共生社会となるよう、神の御心にかなう正義と公正が地に行われるよう、和解と平和の福音を託されている教会として、「隠れたことを見ておられる、隠れたところにおられる父」に祈りながら、その務めを果たしていきたい。（第66回大会への報告に加筆・修正しました。こが・きよたか：委員長、宣教教師）

人種差別撤廃に向けた第一歩

「ヘイト・スピーチ解消法（対策法）」可決・成立・施行

小野寺ほさな

2016年5月24日、衆議院本会議において「ヘイト・スピーチ解消法（対策法）」（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が可決、成立し、6月に施行されました。この長い名称でもわかるように、これは「人種差別撤廃基本法」ではなく、「本邦外出身者」、つまり「在日外国人に対するヘイト・スピーチ」に特化した理念法です。それでも

この法律は、在日外国人に対する「差別的言動」が被害者の「多大な苦痛」と「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」という害悪を認め、その解消を「喫緊の課題」であるとして「差別的言動は許されないことを宣言する」ものであり、日本における初めての「反人種差別理念法」として意義があると評価されます。

確かに、日本は1995年に「人種差別撤廃条約」（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）に加入しましたが、それから20年以上も「人種差別撤廃立法」を行わないまま、その責務を怠っていました。それ故、ヘイト・スピーチは急激に増え、蔓延したと言えます。そして、そのように国が「ヘイト・スピーチ」や「街宣」を守っているようにしか見えない状態であったことが、被害者をより苦しめていました。そのことを考えるならば、この法律が成立したことによって、ようやく国が「放置」でも「中立」でもなく、「反差別」の立場に立ち、「反差別」が国と社会の判断・行動の拠り所となったわけですから、これは「差別根絶に向けた第一歩」となり得たと言うことが出来ます。

実際、この法律は「不当な差別的言動は許されない」とし、国には、差別的言動の解消に向けた取組みを推進する責務を定め、地方公共団体に対しても公的機関としてその責務を負うよう努力することを求めています。また、国民には、不当な差別的言動のない社会の実現に力を尽くすことを求めています。これはカウンター活動をその努力として認めているものと判断されます。また警察に対しては、この法律に則った適切な活動を行うべく、次のことを定めました。

- (1) 全警官に対する人種差別撤廃教育を制度化する。
- (2) ヘイト・スピーチを行う人々が犯罪に当たる行為を行った場合、迅速・適切に法を適用する。
- (3) カウンター活動を出来る限り尊重し、暴力的衝突を避けるよう対応する。

他方、この法律には多くの問題点が残されました。大きな問題は、保護対象者を「適法に居住するもの」と限定したことにより、「反差別法」でありながら「差別的要素」を混入させてしまったことです。これは速やかな改正が求められる点です。

また、他にも反差別法としては下に記すような不十分な点がいくつもあります。それらは今後、改正が求められるとともに、当面は、適切な運用（既に、いくつかの付帯決議もなされています）によって出来る限り補充し、差別撤廃の取組を前進させることが求められます。（以下、不十分な点）

- (1) 禁止条項が明確にされず罰則規定がない。
- (2) 保護対象者にアイヌ、琉球・沖縄、被差別部落の人種的・民族的マイノリティが入っていない。
- (3) 解消すべき対象が「不当な差別的言動」に限られ、「差別的取り扱い」がはずされている。
- (4) 地方公共団体の責務が努力義務とされている。（人種差別撤廃条約は、国のみならず地方公共団体を含む公的機関に対し差別撤廃を求めている。）
- (5) 基本的施策の内容が、既に実施されている相談、教育、啓発に限定され、国に対して解消に向けた基本指針策定義務や調査義務、結果報告義務がない。
- (6) 調査・政策提言を行う専門家などからなる審議会の設置がない。
- (7) 実態調査や被害者からの意見聴取が義務付けられていない。
- (8) 財政上の措置がない。

そのようなことから、今後は、運用上出来る限り実効性のある具体的な取組を求めなが

ら法改正または新法成立を求める要請も既になされています。

しかし、この法律が施行されたことにより、その直後の6月5日、川崎で行われようとしたヘイト・デモ「日本浄化デモ第三弾」が中止されたことは、長い間「ヘイト・スピーチ」に苦しめられた崔江以子（チェ・カンイジャ）さんたちにとっては、「絶望が希望で上書きされた」（崔さん自身の涙ながらの言葉）出来事でした。崔さんは、ヘイト・スピーチに苦しめられながらも実名をさらして勇気ある証言を繰り返し、訴え続けてきた人です。

彼女はヘイト・スピーチで人権を侵害されたとして、被害救済や予防措置を講じることを求める申告書を横浜地方法務局に提出したり、ヘイト・スピーチ対策法案を審議する参議院法務委員会に出席して、被害実態を証言したり、桜本地区に視察に訪れた国会議員たちに直接「ヘイト・スピーチ被害をなくすために法整備をして欲しい」と訴えたりしていました。ですから、崔さんにとって、この法律成立はどれほど大きな喜びであったことかと思えます。

彼女は法律施行後の最初のヘイト・デモが予告されるや否や、警察や川崎市に対して「ヘイト・デモのために道路使用許可を出さないで欲しい」、「公園をデモ主催者に貸さないでほしい」と訴え、要請しました。法律成立前には、警察も行政も「不許可にする根拠法がないから出来ない」と答えるだけであったものが、一転、行政はこの法律の成立を受け、「デモ主催者に公園を貸さない」という決定を下しました。また、横浜地裁川崎支部は、崔さんらが求めた桜本地区でのヘイト・デモを禁じる仮処分申し立てを受け、主催者の男性に崔さんの勤務先から半径500

メートル以内でのデモを禁じる決定を下しました。そして6月5日当日です。デモ主催者の男性は、桜本地区から約8キロ離れた中原区に場所を変えてデモを強行しましたが、崔さんら市民数百人が抗議に詰めかけ、車道に座り込むなどしてデモの進行を阻止し、さらに警察も説得に入ったことにより、デモは約10メートル進んだところで中止されました。法律成立前にはデモを中止させることはなかった警察が、この日には、デモ参加者に対して、現場を混乱させると忠告し、排除したり、デモ主催者に中止の説得をしたりするほど、その対応がすっかり変わったのです。まさに、崔さんたちが「私たちは、法によって守られる存在だと示された」（崔さん自身の言葉）瞬間でした。

こうして桜本地区は落ち着きを取り戻しましたが、崔さんは新たに「ネット上でのヘイト・スピーチ」問題に苦しんでいるそうです。けれども、崔さんはこの法律の付帯決議を根拠に、更に国や川崎市に「ネット上でも新たな規制強化を求めていくつもりです」と表明しています。このように「どこまでも挫けず、諦めない」忍耐強い姿勢が、新しい道を切り開いて行くことになると確信します。

「ヘイト・スピーチ解消法（対策法）」の可決・成立・施行は、「差別根絶、人種差別撤廃に向けた第一歩」です。それ故、この法律を出発点とし、また、この法律を国および地方公共団体を動かすための力として、それぞれが置かれている場において、人種差別のない社会の実現に向けて力を尽くし、反差別の取組をさらに拡大、深化させて行くよう努力することが、私たちの今後の課題であると思います。（おのぞら・ほさな：人権委員、荻窪北教会牧師）

子どもを人質にとる安倍政権

～文科省の自治体脅迫通知～

古賀 清敬

年度末であわただしい3月29日、馳浩文科大臣は、朝鮮学校が設置されている都道府県の知事に対して、朝鮮学校への補助金交付の再検討を促す通知を出した。

これは、朝鮮民主主義人民共和国の「ミサイル発射」や核実験に対する対抗措置の一環として行われたことは、通知には明示されていないが、直近の状況から明らかである。

しかし、それらの問題はあくまで政治的・外交的に対処すべき課題であって、朝鮮学校への締め付けを強化するのは筋違いであり、政府の政治的責任の回避というべきである。

安倍政権は、在日朝鮮人を日本の歴史と社会を構成している、人権を尊重されるべき住民ではなく、人質としてしかみていない政治的利用主義集団ではないか。

通知ではまず、「補助金交付については、国においては実施しておりませんが」と、実施していないことが当然であり、地方公共団体に実施しているのが国としては不本意であるかのような書きぶりである。就学支援金からの除外をはじめ、国の差別的な不作為に対して国連からの度重なる是正勧告などどこ吹く風の厚顔無恥である。

なぜ国は実施していないのか、その理由と明記されているわけではない巧妙な書き方で、「北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております。」とだけ述べている。

これは、「北朝鮮＝絶対悪」という偏見を暗黙の前提として強要し、その影響下にあるからけしからんだ、という悪評をふりまくもので、陰險きわまりない。アメリカンスクールなど日本にある他の外国人学校に対しても同じようなことを言うだろうか。逆に外国にある日本人学校が日本大使館と密接な関係にあるのは危険だ、などと現地の政府に言われたらどうだろうか。

つぎに、日本政府の「北朝鮮敵視」認識による差別的な不作為の正当化を、地方自治体も共有するよう、事実上の要請を行っている。

その「十分な御検討」の指標として、「補助金の公益性、教育振興上の効果等」が挙げられている。言い方はきれいだが、ずばり言い換えれば、「敵性外国人を育成するのに税金を使わないように」という敵意丸出しの慫慂無礼な表現である。

教育に係る補助金の公益性とは何か。それは、子どもたちがそれぞれの民族の出自や言語・文化をふまえた教育を受ける権利を持っており、それに対して国や社会が保障する責務を負うということに基づいている。

そこには設置者の精神・思想・信条・理念などの自由も当然認められているわけで、そのときどきの政府の対外政策や国家間の関係によって左右されてはならない。

ましてや、在日朝鮮人も同様に税金を納めているのであるから、国や自治体が補助金や支援金から排除することこそ、「公益性」に

反する背任行為である。

さらに通知では、もし補助金を出し続けるなら「補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保」、つまり、朝鮮学校への監視強化を要求し、国の監査の介入をちらつかせて恫喝している。

そればかりではなく、「補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施」を求め、日本人に蔓延しやすい外国人差別や「北朝鮮バッシング」による非難が向けられないようにと、自治体を萎縮させるような要求をしている。これは、日本社会にある差別

的意識を克服しようとするのではなく、むしろそれを煽って利用しようとする、文科省にあるまじき不道德な行為である。

このような破廉恥な日本政府・文科省には、「自分の兄弟にだけ挨拶したところで、どんな優れたことをしたことになるのか。異邦人でさえ、同じことをしているではないか。」（聖書：マタイによる福音書第5章47節）とのイエスの言葉を贈呈しておきたい。

（「北海道朝鮮学校を支える会ニュース」[第12号、2016年7月発行]に寄稿したのから転載しました。こが・きよたか：北海道朝鮮学校を支える会共同代表）

「シャクシャインの戦い」を知っていますか

森下 一彦

はじめに

2016年2月26日付の北海道新聞にアイヌ民族に対する差別や偏見に関する意識調査の結果が掲載されていた。アイヌの人達の72%が差別や偏見が「あると思う」と答えていた。これに対して国民全体では、アイヌの人達に対して差別や偏見があると答えたのは18%にとどまった。差別する側とされる側には大きな開きがあるようだ。また、差別や偏見の原因や背景として78%が「アイヌの歴史に関する理解の不十分さ」を指摘し、差別や偏見を排除するために必要なこととして、81%が「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」を挙げている。しかし、文部科学省は教科書検定の見直しを行っている。アイヌ民族に和人との同化を強いた北海道旧土人保護法の記述に関して、現行の

教科書にある「アイヌの人々の土地を取り上げて」との表現を「アイヌの人々に土地を与えて」などに修正し合格になった事例がある(昨年5月発行「人権ニュース」参照)。明治政府はアイヌの人々から土地を取り上げたのであって、与えたのではない。恣意的に教科書が操作されるならば、アイヌの歴史や文化の知識を深めることは出来ない。

かつてアイヌの人々は北海道内に留まらず自由に交易を行っていた。そもそも彼らは交易の民としての側面をもっていた。本州の東北地方一帯を自由に往来して鮭、昆布、アワビ、等の海産物やラッコの毛皮、鷹、鶴などを取引していた。またアイヌ民族はサハリンから千島列島にかけて広く居住しており、中国東北部からロシアに至るまでの交易圏を有していた。しかし、大多数の人々は採集狩猟

生活(農耕のみに依存しない生活)に頼っていたようである。彼らは国家や王を持つことをせず、首長、族長が主体となって社会を形成していた。おそらく採集狩猟のみの生活においては富の格差や、隷属の構造はあまり構築されなかったであろう。しかし交易により富を得ることでアイヌ民族の中で隷属の構造が生まれ、やがて本州から来る和人に隷属することになり、屈従を課せられることになる。

日本統一と蝦夷地への進出 —アイヌ民族への影響—

16世紀になると豊臣秀吉による全国統一が進められ、アイヌの人々が住む北の大地が秀吉の政治勢力の下に変転してゆく。ちょうど、秀吉の朝鮮侵略計画が実行されるのと同年代であった。

1590年に東北地方の大名の一人、安東氏の家臣であった蠣崎慶広は秀吉の軍事動因に参加し、アイヌの軍勢を率いて、現青森県辺りの大名の反乱鎮圧に際に活躍する。この時点で蠣崎氏はアイヌの人々との間に何らかの関係を築いていたものと思われる。1593年に蠣崎慶広は秀吉より、蝦夷地への交易商船の課税の権利と交易を管理する権限、さらに蝦夷地での統治権を保障された。これが、和人によるアイヌ支配の具体的な始まりになり、自由に交易をしていたアイヌ民族は和人によって次第に制限されることになる。なお1600年に柿崎慶広は徳川家康に臣従し、“松前”と氏を改め、松前藩を築く。

他の諸藩とは異なり、農業に経済の基盤を置くことの出来ない松前藩は、アイヌとの交易に依存する体制を持ち続けた。交易は物々交換で行われ、比率は和人が一方的に決めるようになった。例を挙げると、干鮭5束(100本)が米一俵(二斗)であったものが、七-八升

に減ぜられた。また品物によっては、一束不足すれば、翌年に二十束の賠償を求められ、子供を質に取られることもあった。こうして、和人に対する不満は蓄積され、各地で襲撃事件が起こり始める。

シャクシャインの戦い

上記の背景の許、1669年にシブチャリ(現ひだか町静内)の首長シャクシャインの下にアイヌ勢が一斉蜂起した。各地でアイヌにより殺害された和人は355人に及び、松前藩が幕府へ注進の要請をするうちにもアイヌ勢は松前に向かって進撃した。

以前この戦いは“シャクシャインの乱”と言われた。しかしこれは江戸幕府内の秩序を乱す行為としての“乱”ではない。むしろ搾取の歴史を負わされたアイヌの人々による民族解放運動であった。資源豊かな北の大地には“蝦夷地”という蔑称が付され、全てが松前藩に独占されていたのである。アイヌ民族は常に搾取され、不当な交易を余儀なくされた。シャクシャインの戦いは、本来アイヌの人々が保有する利権の回復のための抗争であった。

シャクシャインは反松前、反和人の大蜂起を各地の全アイヌに呼びかけた。しかし、鉄砲を持つ松前藩の前に、アイヌ勢は威圧分断された。また彼らの代表者は和議の席に招かれて、その場で謀殺され、シャクシャインが率いる民族解放のための戦いは終わった。なお、18世紀になると、交易の全てを商人達が直接行うようになり、近江商人達が北の大地に横行し始める。そして容赦ない更なる搾取が重ねられた。各地で“アイヌ狩り”が行われ、資源豊富な漁場での強制労働が課せられた。そしてアイヌ民族による最後の戦いになった“クナシリ・メナシの戦い”へと向かってゆく。

おわりに

松前藩や近江商人達はアイヌの人々を搾取し、利用し続けた。しかし、彼ら固有の文化や言語までは奪わなかった。アイヌの人々から名前や、生活習慣、そして言葉までも奪ったのは明治政府であった。北海道旧土人保護法の下に農耕が強要され、日本語を強制された。皇民化政策が推し進められ、彼らからア

イデンティティーを奪おうとした。松前藩や近江商人でさえ、そこまではしなかった。私は北海道で生まれ育った。ここは、アイヌの人々から取り上げられた大地であった。この土地に生きる者として、ここで起きた歴史を確りと見つめていたいと思っている。（もりしたかずひこ：人権委員、北見教会牧師）

沖縄の今を知る現地学習会

木本 洋

5月31日(火)～6月1日(水)の2日間、大会人権委員会主催の「沖縄でのフィールドワーク」に、柏木教会から宮澤玲子、若松紀子、木本洋の3人が参加、沖縄伝道所の川越弘先生と宜野湾告白伝道所の島田善次先生が案内、解説をしてくださった。

1日目は辺野古のキャンプ・シュワブゲート前の座り込みに参加。沖縄平和運動センター議長の山城博治氏をリーダーに、県内外からの参加者が交代で座り込みを続けている。みなさんにご挨拶してから北部の東村高江に向かった。

沖縄本島北部は、多様な生態系を育む豊かな森のある「やんばる(山原)」と呼ばれる地域だが、米軍のジャングル訓練場があり、ベトナム戦争の折、対ゲリラ訓練が行われたところとのこと。ここにはすでに22か所のヘリパッドがあり、住民は常に爆音や墜落事故、落下物の危険にさらされている。その一部返還の代替に高江集落を取り囲むようにヘリパッド増設の計画があり、住民は交代で建設反対の座り込み抗議を続けている。

この地域はまた、5つのダムが点在する本島の貴重な水源地でもあり、米軍によるダム

汚染の心配もある。基地の存在によってどれだけ住民の安全と健康が脅かされていることか、本当に心が痛む。

名護市の国際交流会館で島田先生から「沖縄の基地の現状」について様々なお話を伺い、「ヤマトウ」の一人として沖縄の痛みを少しでも分かち持ちたいと思った。

2日目は読谷村のチビチリガマへ。ここは米軍が最初に上陸した海岸に近い大きな自然の洞くつで、避難住民の集団自決の場となった。平和記念像と悲劇を記した碑があり、花束、折り鶴が供えてあった。

次に行った「道の駅カデナ」は、基地の前にあり、この展望台からは嘉手納基地がよく見える。離着陸訓練を頻繁に繰り返す軍機の爆音の激しさを実感した。

最後に訪ねた嘉数高台周辺は大激戦地で死者の半数は村民であり、失われた7集落が今の普天間基地になっているという。高台には朝鮮半島出身兵の慰霊碑もある。基地の見える展望台で基地の過去と現状を見聞した修学旅行生たちが、体験を伝えてくれることを願っている。私自身の課題でもある。（きもとひろ：柏木教会員）